

役員報酬規程

特定非営利活動法人みんなのコード

役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、当法人（以下「この法人」という。）の報酬について定める。

第2条（役員の定義）

この規程でいう役員とは、代表理事および理事とする。

第3条（役員報酬）

本法人の役員には定款第18条に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を支払うことができる。役員報酬は直前期の収支を勘案する。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4条（報酬の基準）

役員報酬は、代表理事の報酬を基準とし、原則として役位別に定めるものとし、具体的にはこの基準を目安として個々の事情を勘案して代表理事が決定する。

第5条（報酬の改定）

原則として、役員報酬についての定期昇給は行わない。

第6条（補足）

この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が定める。

附 則

本規程は、2022年1月6日から施行する。